

平成30年度第1回栃木県景観審議会

議 事 録

1. 開催日 平成 30 (2018) 年 10 月 15 日 (月)
  
2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 2 階 201・202・203 会議室
  
3. 出席委員 10 名  
三橋委員、結城委員、渡邊委員、中野委員、  
秋澤委員、木内委員、波木委員、野澤委員、  
吉田委員、山下委員

午後 2 時 開会

1 開 会

2 あいさつ 内田県土整備部都市計画課長あいさつ

阿部佐野市都市建設部次長あいさつ

3 議事録署名人選任

・会長の指名により、中野委員及び秋澤委員を議事録署名人に選任

4 議事

○ 会長 それでは、議事に入ります。報告第 1 号「屋外広告物に係る規制見直し後の状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局（都市計画課長） それでは、報告第 1 号「屋外広告物に係る規制見直し後の状況について」御報告いたします。

報告資料の 1 ページ及び前方スクリーンを御覧ください。

本報告につきましては、栃木県屋外広告物条例において、平成 28 年度から 29 年度にかけて規制見直しを行った 3 項目について、その後の許可状況等を御報告させていただきます。

まず 1 つ目は、「1 『観光振興』『地域振興』を目的とした一定期間のイベント・キャンペーンに係る屋外広告物の規制の見直し」についてでございます。平成 28 年 4 月から運用しております。

これは、「地方創生」や「東京オリンピック」等を契機とした「観光振興」「地域振興」といった行政施策の目的に合致したものであって、一定期間のイベント・キャンペーンに係る屋外広告物について、公共的団体や民間が掲出する場合も、国又は地方公共団体と同様に許可不要の取扱いとしたものでございます。

従来は、規模や期間等に関係なく設置が可能なものは、表示者又は設置者が、国又は地方公共団体に限られておりました。

また、当該規定の要件である「市町が定める取扱方針に適合したもの」についてですが、従来の運用では、「イベント毎に作成」しまして、また、「規模や色彩等、詳細に規定」することとしており、市町の負担が大きく、活用が進まない状況にありました。

そこで、規則改正によりまして、国又は地方公共団体に加え、農協や商工会、各種イベント実行委員会など「公共的団体」や「民間」が設置する広告物まで対象を拡充する一方、「公共的団体」や「民間」が設置する場合は、届出制としました。

なお、「民間」が設置する広告物については、公共が共催、後援等、何らかの形で関与するようなイベント等において設置するものに限り、対象としたところであります。

次に、規制見直し後の広告物の表示状況についてですが、平成 28 年度は 2 件、平成 29 年度は 1 1 件、平成 30 年度は、9 月末時点で 7 件の届出がありました。

参考までに、届出があった広告物を御紹介させていただきます。

(写真表示)

事例1つ目は、今年7月に開催されました、民間企業が主催の鮎釣り選手権大会です。場所は大田原市の那珂川で行われまして、大田原市が後援いたしました。

大会が行われました河川敷や那珂川歩道橋周辺、大田原市内にのぼり旗100本を3日間設置し、大会の知名度向上や賑わいの創出が図られました。

(写真表示)

事例2つ目は、今年4月から6月に本県で開催されました、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンでございます。

鉄道会社では、3月から1車両に車両広告物を掲出し、新宿駅から那須塩原駅までと鬼怒川温泉駅まで運行をいたしました。

具体的には、車体の側面にエンブレムを掲出し、DCの宣伝や機運の向上を図りました。

続きまして、「2「のぼり旗」の表示できる期間の見直し」についてでございます。平成28年4月1日から施行運用しております。

これは、日常的に管理が行われている「自己の営業所等に設置するもの」に限りまして、表示できる期間を「1月以内」から「3月以内」に延長するとともに、「更新」を認めたものでございます。

従来は、「のぼり旗」の表示できる期間を「1月以内」とし、「更新不可」としておりました。

近年、「のぼり旗」の活用需要が増加しており、また、耐久性の向上等から「1月を超えても使える状態であるので引き続き使用したい」との要望が多く寄せられていた実態を踏まえまして、常駐者により安全性の確保や風雨への対応等、日常的に管理が行われている「自己の営業所等に設置されるもの」に限り、表示できる期間を「3月以内」に延長するとともに、「更新」を認めたものでございます。

なお、更新に際しては、他の広告物と同様、自己点検結果報告書の添付を求めることで、劣化による景観への影響や安全性の確保を担保しているところでございます。

規制見直し後の広告物の表示状況についてですが、見直し前の平成27年度は、新規のみで82件、見直し後の平成28年度には、新規が7件、更新が40件、平成29年度には、新規が9件、更新が47件、平成30年度9月末時点で、新規が4件、更新が26件の許可を行っております。

平成27年度に比べて件数が減っているのは、期間延長が認められたことによるものでございます。

規制見直しの3つ目は、「3壁面広告物の規制の見直し」についてでございます。平成29年4月1日から施行運用しております。

これは、壁面広告物の規制のうち、表示できる壁面の制限を撤廃したものでございます。

平成27年度に行った全庁的な独自規制見直し作業の中で実施した関係団体等へのヒアリングにおきまして、ビルや店舗などの建築物の外壁面に表示する広告物、いわゆるこれを「壁面広告物」と言いますが、この規制について、表示できる壁面の制限の撤廃を求める意見が出されました。それに伴い、県内関係市町の意見や他県等の規制状況等踏まえ、見直しを行ったものでございます。

従来、壁面広告物は、道路に面する壁面のみ表示可能としており、それ以外の壁面には表示、掲出することができませんでした。

今回の改正によりまして、全ての壁面に広告物の表示、掲出が可能となったものでございます。その一方で、景観への影響が大きくなるよう、表示面積などのその他の制限は改正前の基準を維持したところでございます。

次に、規制見直し後の広告物の表示状況ですが、平成 29 年度は、269 件、平成 30 年度は 9 月末時点で、171 件の許可を行いました。そのうち、規制見直し前では許可が認められなかったが、見直しを行ったことによりまして許可が認められるようになった広告物は、平成 29 年度は、45 件、平成 30 年は、9 月末時点で 14 件ありました。

なお、昨年度に引き続き、規制見直しに伴いまして、景観が悪化した等の苦情はなかったとの報告を許可権者である市町から受けております。

規制見直し後に許可を行った広告物の事例を御紹介させていただきます。

(写真表示)

事例 1 つ目は、カーディーラーの店舗です。こちらは、駐車場に面する壁面に社名を掲出することで、この写真ですと、左方向から右方向に向かう車や歩行者からの視認性が高まり、店舗への案内誘導の効果を果たしたものであります。

(写真表示)

事例 2 つ目は、米菓販売店舗でございます。こちらにも、駐車場に面する壁面に店舗名、商品名を掲出しており、店舗への案内誘導とともに商品の広告宣伝に効果を果たしております。

(写真表示)

事例 3 つ目は、食品製造を行っております工場です。

こちらは、御覧いただくとおり出入口にワンポイントで社名を掲出しております。

従来は、このようなワンポイントマークの掲出も認めておりませんでした。規制の見直しによりまして掲出可能となっております。

報告は以上でございます。

- 会長 ただ今事務局から、屋外広告物に係る 3 つの規制見直しについて、その見直しの内容と、それに伴う運用についてということで説明がありました。そのうち、内容と運用に伴う状況について報告いただきましたが、このことについて委員の皆様から何か御質問等があればお願いします。
- 委員 期間の見直しに関して、屋外広告物の耐久性の担保についてお聞きしたかったんですけども、期間が長くなると、それだけ耐久性の問題が出てくると思いますが、今年も台風がすごく多くて、地方では、色々看板が飛んでたりというのがありましたが、そういったことは特になかったでしょうか。
- 事務局（都市計画課長） 特に報告はありませんでした。期間が延長する場合でも、安全を確認して許可することになっています。今年のような異常気象は、確かなかなか想定しづらい部分もございすけれども、引き続きしっかり許可の段階で確認を取っていきたいと思います。
- 会長 他にないですか。ちょっと、私から。

3 番目の壁面広告物の規制の見直しで、最後に事例の御紹介をいただいたのですが、2 番目と 3 番

目のスライドがありましたけれど、従来の規制だと、道路に面した、さっきの2つの事例だと建物の側面にしか掲出できなかつたのが、建物の正面に掲出できるようになったと、こういうことなんですかね。

- 事務局（都市計画課長） 見直し前は、道路に面した面しかできなかつたのを、側面、つまり道路からすると直角方面も含めて全面可能になりました。

実を言いますと、道路に面した部分の広告のみだと、車や歩行者からなかなか視認性がとれない可能性があったということです。

- 会長 たまたま2つの例とも、道路に面した側には広告物がなかつたんですよね。だから、自然な掲出ということで、今までの規制は何だったんだみたいな、という気がしましてね。

つまり、ああいう大きな駐車場に面して建物に向ける事務所が増えてきたということですかね。

- 事務局（都市計画課長） そうですね、入口の方も、道路から見たときに、見えるような方向に設置させるのが多くなってきているような気がしますね。

- 会長 それだけ車社会が進んでいると言えるかもしれないですが、他にいかがでしょうか。どうぞ。

- 委員 2番目ののぼり旗のとこなんですけども、期間を1か月以内から3か月以内に延長するとともに、更新を認めるってありますけども、この更新の手続きというのはどんな感じが教えていただけますか。

- 事務局（都市計画課長） これまで1月以内の許可ということで、更新を認めていなかったのですが、更新が認められたことによって更新手続きが必要になるということです。

- 委員 書類かなにかを提出されるのでしょうか。

- 事務局（都市計画課長） これについては、手引きの方で様式等を定めまして、御提示しておりますので、それに基づいて更新手続きをしております。

- 委員 そういった様式を書いて、また提出して許可が下りるという感じですね。

- 事務局（都市計画課長） そうですね。

- 委員 分かりました。

- 会長 よろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようでしたらば、先に進めさせていただきたいと思います。報告事項の第2号「佐野市における景観行政の取組について」に進みたいと思います。

栃木県景観審議会規則第4条に基づきまして、佐野市都市建設部都市計画課の職員の皆様へ出席を求めています。つきましては、佐野市に取組みについて説明をいただきたいと思いますが、それではよろしいでしょうか、委員の皆様にお諮りいたします。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議なしということで、景観審議会規則第4条に基づいて、佐野市の職員の方にこの件について、御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

- 佐野市 それでは、報告第2号「佐野市における景観行政の取組について」説明をさせていただきます。佐野市の都市計画課計画係長の柳田と申します。よろしくお願ひいたします。報告第2号と

いうことで2ページを御覧ください。

「佐野市における景観行政の取組について」ということで、佐野市の景観計画、景観条例につきましては、沿革ということで記載がございます。平成21年3月31日に景観行政団体となりました。平成23年に「水と緑と万葉のまち景観計画」併せて、「水と緑と万葉のまち景観条例」をそれぞれ告示いたしまして、平成24年4月1日に景観計画と景観条例を施行し、併せて景観審議会も設置をしております。

次に、景観計画の概要でございますが、ここからは、お手元の資料の参考資料の方に「水と緑と万葉のまち景観計画 概要版」がございますので、そちらを御覧ください。ページは2ページになります。

まず、基本理念といたしまして、「水と緑と万葉の景に彩られ 人々が快適に暮らすまち」とし、この基本理念の実現のため、3つの基本目標を設定しております。

1つ目は、「地域の良い景観の形成に向けて景観まちづくりを展開します」、2つ目が、「良い景観を形成し、住みたい、訪れたい、交流したいまちを目指します」、3つ目が、「長期的な視野に立った景観の形成を図り、次世代に良い景観を繋ぎます」、としております。

景観計画の区域につきましては、佐野市全域を区域としております。

続きまして、景観形成に関する方針といたしましては、大きく分けまして、景観資源を活かした「景観資源別基本方針」と景観構造に着目した「景観構造別基本方針」で構成をしております。

3ページをお開きください。まず、「景観資源別基本方針」といたしましては、市内における景観資源の特性を4つに分類をしまして、それらに沿った景観形成方針を示しております。

まず1つ目といたしましては、自然景観であります森林や河川、田園等の自然的要素を「自然の景」としております。

2つ目として、歴史文化景観である歴史的建造物や樹木、城跡、産業遺産等の歴史文化的要素を「時代の景」としております。

3つ目として、まちなみ景観としまして、住宅街や商業施設又は駅や道路等の公共施設等の都市的要素を「まちなみの景」としております。

4つ目といたしまして、人文景観である伝統行事やイベント等での人々の賑わい、交流、日常の暮らし等で創出される景観を「生活の景」としております。

以上、4つの景観を柱に、それぞれ保全や活用を図り、魅力的な景観形成を目指そうというものでございます。

4ページを御覧ください。次に、「景観構造別基本方針」といたしましては、大きく「面」と「線」、「拠点」の3つに区分をしております。ここでは、「面」について説明させていただきます。

5ページをお開きください。まず、「山岳森林景観ゾーン」は、こちらは山間を設定しておりますが、山間については、起伏ある地形を活かし、豊かな水と緑を保全する景観形成を図るゾーンとしております。

「農山村・田園景観ゾーン」は、都市計画区域外の「中山間の農山村集落」と、市街化調整区域の

「都市部の田園集落」の2種類に分類しまして、良好な営農環境を保全する景観形成を図るゾーンとしております。

それから、「市街地景観ゾーン」は、風格と秩序を備えた都市景観の形成を図るゾーンといたしまして、市街化区域を住居系、商業系、工業系の3つに分類して、それぞれ土地利用に応じた適正な景観形成を誘導しております。

続きまして、6ページを御覧ください。景観計画区域内の行為の届出ですが、届出対象行為といたしましては、規模が、高さ10m超又は建築面積1,000㎡超の建築物、工作物につきましては、種別ごとに設定した規模を超えるものを対象としております。なお、種別については、別表のとおりとなっております。

それから、開発行為に関しましては、10,000㎡超が対象となっております。

なお、景観形成基準といたしましては、次のページをお開きいただきますと、7ページと8ページにそれぞれ先ほどの面の3つのゾーンに区分けをしまして、記載のとおり設定をさせていただいております。

続きまして、届出の件数の推移でございますが、報告第2号の3ページの真ん中からやや下でございます届出件数の推移に記載がございます。昨年度が41件ということで、例年に比べて若干多い数字となっておりますが、今年度については、上半期で今のところ10件という届出件数になっております。

一方、届出件数の推移のすぐ上のところになります1,000㎡超の開発行為でございます。こちらは、先ほどの資料のとおり10,000㎡超の誤りでございます。恐れ入りますが、訂正をお願いしたいと思います。失礼いたしました。

続きまして、本市の景観関連事業について説明させていただきます。報告第2号の3ページの下から4行の部分から始まります。

まず、本市では、「佐野市水と緑と万葉のまち景観賞」を実施しております。こちらの目的といたしましては、魅力ある景観の創造及び景観によるまちづくりの意識の向上を目的とし、市内の優れた景観形成に寄与していると認められる建築物・工作物及びまちづくり活動を表彰しております。これらは、一般応募からの審査、優れたものを表彰して実施をしております。

平成25年度に始まりまして、年1回実施をしております、今年度で6回目となります。

募集部門は、2種類ございまして、「まちなみ建築部門」は、5年度以内に建てられた建築物や工作物等を対象としております。もう1つの「まちづくり活動部門」は、10年以上景観まちづくり活動継続している個人や団体を対象としております。

審査については、佐野市景観審議会の現地審査を経まして、同審議会の合議により選考をしております。なお、受賞件数のあらかじめの設定はございません。これまでの受賞作品数でございますが、第1回が、建築部門は、10件の応募に対して5件が受賞しています。まちづくり活動部門については、6件の応募があり、6件が受賞しています。今年度につきましては、建築部門は、6件の応募に対して3件が受賞、まちづくり活動部門については、2件の応募に対して2件が受賞という状況でござ

ございます。

受賞作品の表彰式でございますが、例年 11 月頃、今年度で申し上げますと 11 月 24 日の土曜日を予定しており、佐野駅前のイルミネーション点灯式に合わせて開催をしております。これは、イルミネーション点灯式の集客が見込めるためと、イルミネーション自体が佐野市の夜間景観となっているため、こういった場を利用して表彰式を実施しております。

受賞者につきましては、飛騨和紙製の表彰状とオリジナルデザインのクオカードを授与しております。飛騨和紙というのは、佐野市田沼地区で江戸時代から作られている和紙のことで、その和紙を使った表彰状ということになります。それから、応募いただいた作品につきましては、市内の施設や市主催のイベント等においてパネル展示を行っております。

ただ、現状といたしますと、若干応募作品の点数に頭打ち感がありますので、来年度から実施内容の変更を予定しております。

続きまして、同じ景観関連事業といたしまして、「景観まちづくり講演会」を実施しており、平成 21 年度から市民を対象に意識啓発を目的としてテーマを工夫した講演会等を開催しております。直近 3 か年の内容でございますが、平成 27 年については、足利大学の増山先生に講師になっていただきまして、「建築からのまちなみ景観づくり」という標題で講演会と、佐野市役所がちょうど開庁したタイミングでしたので、庁舎を題材としたパネルディスカッションを行いました。

平成 28 年度は、「唐沢山城を中心とした地域の歴史的な景観」という標題で、三橋会長に講演いただきました。また、昨年 11 月に佐野市で全国山城サミットを開催したことから、それに関連して、地元高校生による景観に関する学習発表も併せて開催をいたしました。三橋先生にお世話になりましたまちづくり講演会については、お手元の参考資料の 1 番後ろのところに参考に付けさせていただいております。

それから、昨年度につきましては、日本大学の伊澤先生に、「凸凹地形に読む 佐野の景観まちづくりと建築」と題しまして、赤見地区の磯山弁財天や、唐沢山城跡、城山公園といった市内の代表的な景観を題材とした講演をいただいております。

なお、講師の派遣については、栃木県景観アドバイザー制度を活用させていただいております。

また、講演会につきましては、一般市民のみならず、市の関連する部署の職員につきましても、景観教育の一環として参加しております。

以上、簡単ではございますが、佐野市の景観行政の取組についての説明とさせていただきます。

○ 会長 ありがとうございます。ただいま、佐野市の御担当者から景観行政の取組について説明をいただきましたが、委員の皆様からなにか御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○ 委員 景観賞なんですけど、実施内容が変更されるということなんですけど、具体的に何かもうお決まりなんですか。

どの点を改善するために変更されるのか、ちょっと興味があるのでお聞かせいただけたらと。

○ 佐野市 今の御質問でございますが、景観賞は、現在まちなみ建築部門とまちづくり活動部門とい

う2つの部門で実施をしておりますが、景観賞ということで、応募者や応募作品を周知や展示をして、広く一般に景観の意識啓発を図るため、間口を広げたいと考えております。

具体的には、まちなみ建築部門については、5年度以内という建築物又は工作物という要件がございますが、実態はほとんど新築されたものが対象となっております。

そのため、この5年度以内という要件を完全に取り払って、既存の建築物や工作物も全て対象にしようと考えております。

それから、まちづくり活動部門は、10年以上まちづくり活動を継続という要件がございますが、なかなか対象となる団体や個人の応募が集まりにくいという状況でございます。

10年以上という要件の根拠も、正直さほどなかったので、要件の年数を半分にしまして、5年以上まちづくり活動をされている個人や団体に変更したいと思っております。

また、新たな部門としまして、写真部門を設けたいと考えております。

景観計画の景観資源別基本方針の中で、「自然の景」、「時代の景」、「まちなみの景」、「生活の景」の4類型に分けて基本方針を示しておりますが、それぞれの類型毎に写真を応募していただきまして、今のところですが、市庁舎の1階にある市民活動スペースで、一定期間募集いただいた全ての写真をパネル展示し、一般の市民の方に投票いただいた後、厳選されたものから最終的に佐野市景観審議会で審査いただくというような形で考えております。

正式には、市の景観審議会で決定をしますが、今のところ事務局としましては、そのような内容で考えております。以上です。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 会長 はい、他にどうでしょう。どうぞ。

○ 委員 景観条例の概要版に関して、5ページには、すごく素晴らしいことが書かれていて、例えば山岳森林景観ゾーンでは、鉄塔の設置場所を工夫することや保全すること、市街地景観ゾーンにも、様々な基準が設けられておりますが、これらを実際に推進していこうという、主体がよく分からないんですけれども。

これらを全部都市建設部でやるというのは大変な話ですよ。行政の中で区分けして行政で推進していこうというのか、もう少し民間も、例えばNPOとかそういう非営利団体も加えていくのか、民間ももっと企業の受け入れとか、そのへんのビジョンみたいなのをちょっと聞かせていただけたらと思うんですけど。

○ 佐野市 今御質問いただきました内容でございますが、まず概要版で申し上げますと、6ページを御覧いただきますと届出対象行為について詳細が載っておりますが、こちらに該当するものは、届出を提出いただくというものがございます。

実際の指導の内容といたしますと、7ページと8ページにそれぞれ「市街地景観ゾーン」と「農山村・田園集落景観ゾーン」それから「山岳森林景観ゾーン」について、例えば配置や高さ、形態意匠というように基準が記載されています。

ただし、規制といったものではございませんで、こういった基準に逸脱するような部分がございます

したら、事業者の方と協議をする中で、なるべくこの基準に沿った形で建築行為等を行ってくださいというような指導の仕方になっているのが実情でございます。

それから、他の部署で申し上げますと、この基準については、市の建築指導課も内容確認をしておりますが、景観計画の内容を広く周知することは行っていない状況でございます。また、市の公共事業等は、なるべくこの景観計画に基づいた形で道路整備や公共施設整備等を行っていただくことになっておりますが、正直協議は行っていない状況でございます。

○ 会長 はい、他にどうでしょうか。

○ 委員 2点お聞きしたいことがあります。

まず、景観賞の受賞者の構成ですね、例えば民間企業それから地域団体、それから個人とあると思うんですが、その構成がどのような割合になっているのかということをお聞きしたいなと思いました。

それから、景観というどうしても、地域ごとの特性を活かして、統一性のある景観ということが求められるかと思うんですけれども、その地域の中に属する様々な組織の共通認識を得るために何か取り組みをされているのかどうかお聞きしたいなと思います。

○ 佐野市 まず、景観賞の受賞者の関係でございます。こちらは、基本的には建築をされた建築主や設計事務所、施工者の3者がそれぞれ応募いただけるということになっておりますので、基本的にはそういった方々が受賞されております。

まちづくり活動部門では、例えば企業の方が結構いらっしゃるんですが、今年で申し上げますと、秋山川の川沿いの清掃活動を行っている佐野信用金庫や、市北部の山間で花植えや、道沿い、川沿いの清掃活動をしている地域おこしの団体が受賞されているという状況であります。

2つ目の御質問についてですが、正直申し上げますと、それぞれのゾーンに属する景観のPRは行っていない状況でございます。ただ、景観賞に関して、特にまちなみ建築部門につきましては、審議会の委員に、それぞれのゾーンに応じたふさわしい建築物や工作物であるかという判断基準で審査をさせていただいております。以上です。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 会長 他にどうでしょうか。お願いします。

○ 委員 今景観賞といたしましては、募集部門が2部門というお話をいただいているんですが、佐野市の景観計画を見ますと、それぞれ素晴らしい山岳森林、農山村、市街地景観ゾーンとかいろいろあると思うんですね。ですので、これを単なる建築物とか工作物だけに限らず、こういった風景まで広げてみるのはいかがでしょうか。その結果、普段見慣れた風景が、もしかしたら観光資源の再発見につながるようになるでしょうし、今は特に個人が写真を撮ってインスタグラムに挙げていますので、そういったことを通して、写真だったり、もしかしたら絵画であったり、そうすると、これからインバウンド、日本人だけでなく、外国の方からもさらに見込めるというような形になるかと思いますが、そこらへんはいかがでしょうか。

○ 佐野市 ありがとうございます。貴重な御意見でございます。私どもも、委員のおっしゃるとおり

と考えております。

まずは、景観賞に、来年度から写真部門を増設いたしまして、その中で、山間ですとか、自然の部分ですとか、あとは色々地元で伝わる祭事といたしまして、そういったイベント事、そういったものが景観になりますし、ひいては観光資源になって参りますので、まずは来年度から写真部門の中で4つの景観を広く一般市民の方に応募していただいて周知に努めたいと、また、受賞作品についても、何らかの形で活用していきたいと考えております。

また、来年度実施してみて、修正する部分や、また新たに「こういうの取り入れた方が良くないか」とか、そういった部分がありましたら、市の景観審議会でご協議いただく中で、色々取り入れていきたいと考えております。

○ 会長 私から1点いいですかね。先ほど触れられた届出対象行為に関して、斜面に沿って大規模な太陽光パネルが設置されると、景観的に少し問題が生じやすくなるのではないかと考えます。平坦地では、少し規模が大きくても景観的には上から見ない限りはそんなに問題にならないと思うんですけど、特に先ほどの分類でいうと、山岳森林景観ゾーンや、農山村・田園景観ゾーンの傾斜地にかかったところで問題が起こりやすい。これは太陽光パネルに限定されるものではないんですが、高さが一定以下で、地を這って斜面上に展開するような工作物に対する規制はどうなのか、現状なり、あるいはなにか議論されていることを御紹介いただければと思います。

○ 佐野市 地面に並べる太陽光パネルは、対象行為としては工作物に該当するんですが、実際のところ佐野市では、概要版6ページの別表を見ていただくと分かる通り、太陽光パネルに対して直接制限をかけている、種別に挙げているということは特になくというのが現状でございます。

発電施設なので、種別は「製造施設」に該当するのですが、届出対象規模が、「高さが10メートルを超えるものまたは築造面積1,000㎡を超えるもの」は届出を受理しております。なお、築造面積1,000㎡というのは、他の工作物等に準じた判断基準でやっておりますので、1列当たりのパネルが1,000㎡未満の場合は、届出を出していただいております。

そのため、太陽光パネルそのものが景観の届出として出てくることというのはごく稀で、大規模な斜面に太陽光パネルを設置する場合、窓口に相談に来た際には、景観形成基準をお示しして、なるべく基準に沿った形でやっていただくようお願いしております。

また、今年度から太陽光発電設備の設置に関して、一定の要件を満たすものについては、環境政策課で、別途届出ですとか許可の制度が始まっておりますので、そちらからの照会も都市計画課のほうで受けて、なにかあれば意見をするような形をとっております。以上でございます。

○ 会長 わかりました。ありがとうございました。他にどうでしょうか。お願いします。

○ 委員 ソーラーパネルについて、景観計画に書いておいた方がいいのではなからうかなというような気がするんですね。エネルギーも重要なんですが、景観計画に記載がなければ、逃げ口を見つけれられてしまうので、やっぱりきちんとしたものが必要ではないのかなと思います。それが一つと、景観条例とかの問題ではないんですけど、私今日佐野市のJRの駅を利用してこちらまで来たんですが、イメージとしましては、やっぱり観光の観点から、佐野市のラーメンの街ということで、ラーメンの

街づくりをされてんのかなということを出てきたんですよね。そしたら、なんか全然ラーメンが見当たらない。別にそのラーメンが見当たる方がいいという訳じゃなくて、ラーメンがインドネシアに行くと、なんと「佐野」というのが有名なんです。ということは、インドネシアはマレー語、そういう言葉も段々必要になってくるんだろなというふうに思うので、たぶん景観の中に、そういう外国語の景観を含めた形のなんか見せ方とかっていうのが必要になってくるのではなからうかなというふうに思いましたので、これとはちょっと別個なんですけれども、佐野の観光まちづくりの時に、せっかくインドネシアでもですね、日光とか那須とかよりも反対に佐野という地名がすごく売れてるようですので、せっかくなので、そういうまちづくりをされたらいいのではなからうかなという御提言でした。

- 会長 ありがとうございます。ぜひ御検討いただけたらと思います。どうぞ、お願いします。
- 委員 平成 24 年に景観条例が施行されたわけですが、これまではそういった景観に対する規制というのは、当然行われてなかったんだと思うんで、現段階で、条例ができる前に、設置された広告物だとか、条例施行後に、本来は新設では許可できない、そういうものが現状存在するという、そういう現状把握と、それからそれに対する何か指導などがあれば教えていただきたいんですが。
- 佐野市 市の景観条例施行が平成 24 年度からということで、それ以前につきましては、県の景観、大規模行為届出制度を活用させていただきまして、そちらに基づいて指導を行ってきたところでございます。市の条例施行後には、改修などを行うということで届出の対象の規模になれば、当然届出は必要になってきますので、それに対して審査を行うというお話になってくるかと思うんですが、現段階で、特に届出の審査とは別で、市の方で現状把握の調査などというのは、特には予定していないところですので、今後考える必要があるかなというところです。
- 会長 よろしいですか。では、お願いします。
- 委員 それでは 2 つほど質問させていただきたいと思います。1 つ目は、おそらく景観ってなかなか関心が低くてですね、関心を高めるといふか、市民の方に景観というものを意識してもらおうことがすごく大事だと思います。そのため、佐野市では、景観賞やシンポジウムをやっておられるんだと思うんですけど、条例や景観計画を策定して、景観賞を開催することで、佐野市民の方が、どのくらい景観に関心が高まったのか、何か意識調査みたいのをやっているのであれば、状況をお聞かせいただきたい。もう一つは、例えば宇都宮市ですと、大谷石の蔵のような昔からある良いものがどんどん無くなっているのですが、佐野市においてもそういうものがあるのかどうかといったところと、あと、景観計画の概要版に、「景観形成重点エリア」の指定について、「必要に応じて順次検討していく」あるのですが、それはどんなような所を景観形成重点エリアとして指定していくのか、その辺をちょっと教えていただければ、以上 2 点御質問したいと思います。よろしくお願いします。
- 佐野市 まず 1 つ目の御質問でございますが、現在調査は行っておりません。  
2 つ目の御質問でございますが、「景観形成重点エリア」は、概要版の 9 ページに、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」は、10 ページにそれぞれ記載がございます。「景観重要建造物」等は、現在何か指定するという考えはございません。ただ、「景観形成重点エリア」については、今後進めて

いきたいと考えております。9ページに「景観形成重点エリア」の候補地を掲載しておりますが、場所でございますと、市役所周辺の南北の通りと、東西の通りで、南北の通りが市道1級1号線、東西の通りは県道桐生岩舟線になります。現在、東西の通りであります県道桐生岩舟線は、県が、南北の通りであります市道1級1号線は、市が、それぞれ拡幅整備を行っております。こういった事業が、せっかく今行われておりますので、こういった路線を中心に景観重点エリアとして指定していきたいと考えております。以上でございます。

- 会長 ありがとうございました。それでは、これで予定されていた議事を終了にさせていただきたいと思っております。進行を事務局にお返しします。

午後3時10分 閉会